

教体課第658号
令和4年8月4日

各市町村教育委員会教育長 殿

徳島県教育委員会体育健康安全課長
(公 印 省 略)

濃厚接触者の待機期間の見直しに係る児童生徒への対応について

このことについて、各県立学校長に対し、別紙のとおり通知しました。
各市町村教育委員会におかれましても適切にご対応くださいますよう、お
願いします。

各県立学校長 殿

体育健康安全課長

濃厚接触者の待機期間の見直しに係る児童生徒への対応について（通知）

令和4年7月26日付け事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」及び令和4年8月1日付け文部科学省事務連絡「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」でお知らせした内容について、濃厚接触者となった児童生徒の登校等については、次のとおり対応してください。

- 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とする。
- ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から登校等を可能とする。

【検査によって待機期間を3日に短縮する場合の留意点】

- ・ 抗原定性検査キットを用いた検査は、自費検査とすること
（県による無料検査は、待機期間を短縮するためには利用できません。）
- ・ 薬事承認された検査キットを使用すること
（国の承認を受けた抗原定性検査キットには、「体外診断用医薬品」の表示があります。）
- ・ 待機期間解除の判断を保健所に確認する必要はないこと
- ・ 待機期間を短縮して登校する場合には、学校に連絡すること
- ・ 児童生徒が登校するに当たって、陰性証明は必要ないこと
- ・ 検査結果が陰性であっても、症状がある場合は、登校等を控えるよう要請すること
- ・ 解除後も7日間を経過するまでは、一定の発症リスクが残存することから、検温などで健康状態を確認するとともに、感染した場合に重症化するリスクが高い方（ハイリスク者）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する施設や医療機関への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策をおこなうこと
- ・ 未就学児（幼稚園児等）は、検査キットを用いることが想定されていないため、検査による待機期間の短縮はできないこと

（本件問合せ先）
徳島県教育委員会体育健康安全課
健康・食育担当
TEL：088-621-3172